

長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡京市内のバス運行事業の充実を図るために、路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で、バス運行事業助成金を交付することにより、もって長岡京市内の公共交通網の充実を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、市内において路線バスを運行する路線バス事業者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、長岡京市の区域内のバス路線で、市の要望に基づくバス路線を運行する事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、前条の事業に係る経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の経費の一部について、路線バス事業者との間で決定した額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする場合は、長岡京市内バス運行事業助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市内バス運行事業助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この助成金は、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱に基づく助成事業以外に使用しないこと。
- (2) 助成事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を保管しておき、市長の請求があればこれに応じること。
- (3) 助成事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則

第8号)及び長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱の規定を遵守すること。

(申請の取下げ)

第8条 助成金の交付を申請した者は、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請にかかる助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる助成金の交付決定はなかつたものとみなす。

(助成事業の遂行)

第9条 第7条の規定による助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って助成金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(変更申請及び交付決定変更)

第10条 助成事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市内バス運行事業助成金交付決定変更申請書(別記様式第5号)に第6条に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付決定変更申請書を受理したときは、当該変更申請書に係る助成金交付決定変更の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市内バス運行事業助成金交付決定変更通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

3 前項の交付決定変更については、第7条第2項の規定に準じるものとする。

(事業終了報告)

第11条 助成事業者は、事業の完了後、長岡京市内バス運行事業終了報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、遅くとも3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第12条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、長岡京市内バス運行事業助成金確定通知書(別記様式第8号)により、当該助成事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 前条の規定による確定通知を受けた助成事業者は、長岡京市内バス運行事業助成金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、助成金を交付するものとする。

(交付の特例)

第14条 市長は、助成事業者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、第13条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に助成金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする助成事業者は、長岡京市内バス運行事業助成金概算交付請求書（別記様式10号）に第7条及び第10条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(交付取消等)

第15条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 助成金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 助成金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、助成金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により助成金の取消等を行った場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条の規定により助成金の交付を受けた場合において、助成金交付済額が実績報告に基づく必要な助成額を超えたときは、当該助成事業者に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第17条 市長は、前条の場合において、助成金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該助成事業者に対し、長岡京市補助金等交付規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成3年4月1日から施行する。
- 2 助成金交付の規定の適用について、この要綱の施行前に行ったものは、長岡京市補助金交付規則による。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長

住 所

団体名

代表者名

印

長岡京市内バス運行事業助成金交付申請書

長岡京市内バス運行事業助成金の交付を受けたいので、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

別記様式第2号（第6条、第10条、第11条関係）

事業計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第6条、第10条、第11条関係）

収 支 予 算 書
(収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説 明
計			

支 出

科目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

印

長岡京市内バス運行事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の助成金について、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成見込額 金 円

3 助成条件

- (1) この助成金は、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱に基づく助成事業以外に使用しないこと。
- (2) 助成事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を保管しておき、市長の請求があればこれに応じること。
- (3) 助成事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

長岡京市長

住 所

団体名

代表者名

印

長岡京市内バス運行事業助成金交付決定変更申請書

長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱第10条の規定により事業計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成事業名

2 交付申請及び交付決定年月日 交付申請 年 月 日

交付決定 年 月 日

3 変更理由

区分		変更前		変更後	
事業内容		事業項目	金額	事業項目	金額
計					
財源内訳	市助成金				
	自己資金				
	その他				
その他の参考事項					

別記様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市内バス運行事業助成金交付決定変更通知書

年 月 日付で変更申請のあった標記の助成金について、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定の変更をしたので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成見込額 金 円

3 助成条件

- (1) この助成金は、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱に基づく助成事業以外に使用しないこと。
- (2) 助成事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を保管しておき、市長の請求があればこれに応じること。
- (3) 助成事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱の規定を遵守すること。

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市内バス運行事業終了報告書

年 月 日付で助成金交付決定通知を受けた標記の助成金についての助成事業を完了したので、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市内バス運行事業助成金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をしたバス長岡京市内バス運行事業助成金について、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第9号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長

団体名
住 所
代表者名 印

長岡京市内バス運行事業助成金交付請求書

年 月 日付で確定通知があった標記の助成金について、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

交付決定額（a） 金 円

概算交付済額（b） 金 円

未交付額（a - b） 金 円

別記様式第10号（第14条関係）

年 月 日

長岡京市長

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市内バス運行事業助成金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の助成金について、長岡京市内バス運行事業助成金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し